

サンライズ武蔵野・むさしの保育園大規模修繕工事
入札参加資格条件

- ア 東京都の競争入札参加資格(当該工事に係る業種)を有することについて東京都知事の認定を受けている者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 発注工種につき有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
- エ 請け総額が建設業法で定める額以上(建築工事 8,000 万円以上)の場合は、当該工事の種類にかかる特定建設業の許可を有する者であること。
- オ 東京都が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- カ 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- キ 6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- ク 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競争手続の開始決定がなされている者でないこと。
- ケ 東京都税、消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- コ 発注工種に係る建設業法第26条の技術者を配置できる者であること。
- サ 工事費内訳書(入札金額を積算したもの)を提出できる者であること。あわせて、母子生活支援施設および保育所に係る工事費について按分を行い、補助金対象経費および補助金対象外経費の内訳を作成できる者。なお、按分方法の詳細は、落札業者に対し別途指示する。
- シ 「営業所実態調査における指導事項の改善について(通知)」を東京都から受けた者は、改善確認通知を受けていること。
- ス 社会保険等(健康保険、年金保険及び雇用保険)に加入している者であること。社会保険等未加入建設業者を一次下請契約の相手先としてはならない。
- セ 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会の役員又はその親族(以下「法人役員等」という。)が役員に就任している法人、法人役員等が議決権の過半数を有している法人その他の法人役員等が特別の利害関係を有する者でないこと。
- ソ 本工事に係る設計業務等の受託者(株式会社安江設計研究所)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。
- タ 発注工事の工種に係る東京都における競争入札参加資格の認定を受けていること。
- チ 東京都電子入札共同システムの東京都の令和7年度・8年度競争入札参加資格認定時の「建築一式」の経営事項審査総合評定値が900点以上の者であること。
- ツ 東京都内に本店又は支店を有する者であること。
- テ 過去に同規模の建物の建設事業を受注し、完全に履行した経歴を有する者であること。